



消費税と インボイスの基礎

税理士・高橋 昌也

○本資料を使用するに当たっての注意点

- ・本資料は消費税やインボイス制度について、ほぼ知識がない方へ向けて「インボイスの基礎」を説明するためのものです。消費税はとても複雑な制度のため、あえて内容を省略するなど、ポイントを絞って解説しています、また、講義をする際にある程度の補足をするを前提としています。正確性よりもわかりやすさを重視している箇所もありますので、ご了承をお願いします。
- ・本資料および当説明会を通じて「インボイスの基礎」について認識ができた上で、改めて行政や民間団体等が実施する説明会を受講されることで、より制度の趣旨が理解できるようになります。
- ・資料内でも触れていますが、特に個人事業主や小規模法人のインボイス登録については「取引先の意向」が大きく関わります。自分の売上先がインボイスについてどのような対応を予定しているのか、よく確認をすることが必要です。
- ・今回のインボイス制度導入に当たっては「期間限定の特例措置」や「従来からある小規模事業者向けの特例措置」といった制度が用意されています。より自分にとって適切な申告を実現するには「自分の事業について説明できる資料」などを用意した上で「税務署や税理士に改めて相談すること」が好ましいです。

東京地方税理士会 川崎北支部所属
税理士 高橋 昌也

消費税(地方消費税)とは

間接税 → **負担者** と **納税者** が異なる税金

負担者 = 消費者(購入者)

納税者 = 事業者

※直接税：所得税・法人税・自動車税・固定資産税etc…

消費税の計算方法

納税額は・・・

預かった消費税－支払った消費税

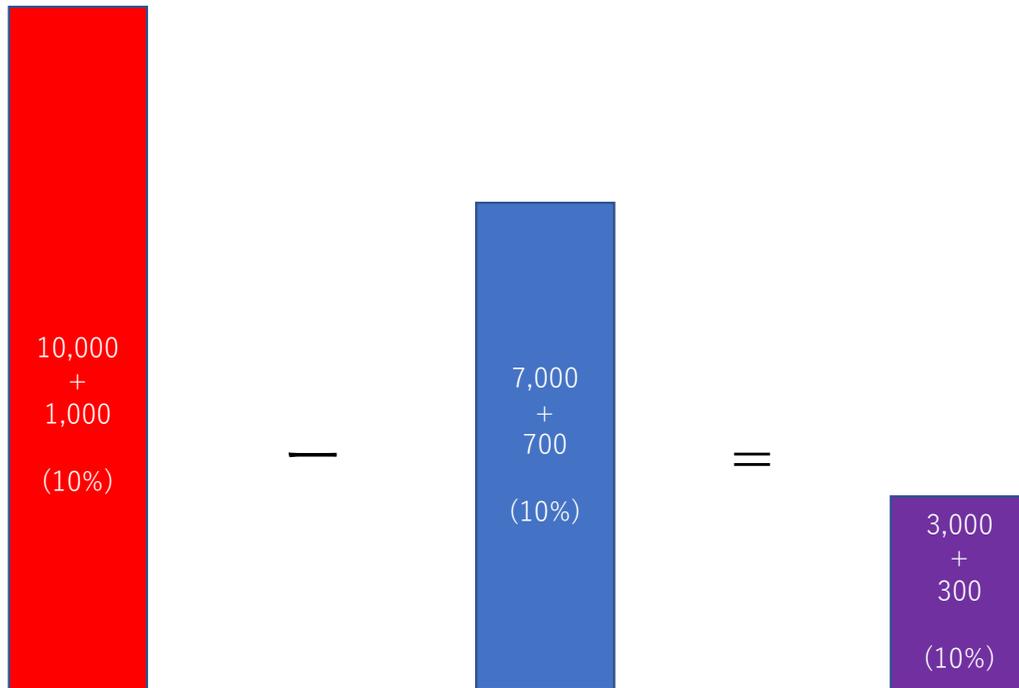
預かった消費税：売上時

支払った消費税：費用等の支払い

(設備投資も含まれる)

具体例①

消費税率10%のみ(全て課税取引)の取引



納税額は…

$$1,000 - 700 = 300$$

実際には計算が大変！

具体例①のように上手くはいかず…

- ・消費税がかかるもの&消費税がかからないものがある

消費税がかからないもの

- ・居住用賃貸物件
- ・利息 ・賃金給与
- ・保険 ・税金 etc…

NPO法人等は特に

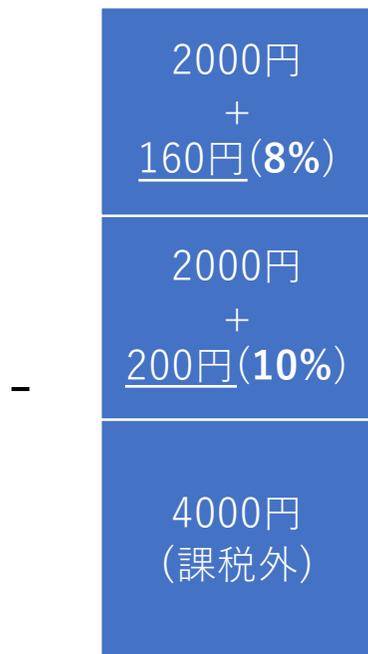
- ・補助金
- ・寄付金
- ・運営会費 などに注意

- ・税率 10%と8%(軽減税率)

→ **正しい分類&経理処理が必要！**

具体例②

テイクアウトと店内利用を行う飲食店の場合



$$\begin{array}{l} 8\% \\ 10\% \end{array} \left(\begin{array}{c} 400 \\ + \\ 500 \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} 160 \\ + \\ 200 \end{array} \right) = 540$$

納税額：540円

消費税の納税義務

- ・ その年の**納税義務があるか否か**
 - **2年前**の売上が1,000万円あるかどうか
(例外あり/特定期間・新設法人など)
- ・ その年の**納税額**
 - **その年**の売上や費用に基づいて計算する

納税義務と納税額計算

年度	X1	X2	X3	X4
売上	800	1,100	1,500	1,300
納税義務	無(×)	無(×)	無(800)	有(1,100)
計算の根拠	×	×	×	1,300

インボイス制度

これまで費用の支払い先は不問(誰に支払っても大丈夫)
→ 2023年10月以降、支払い先によって取り扱いが変わる

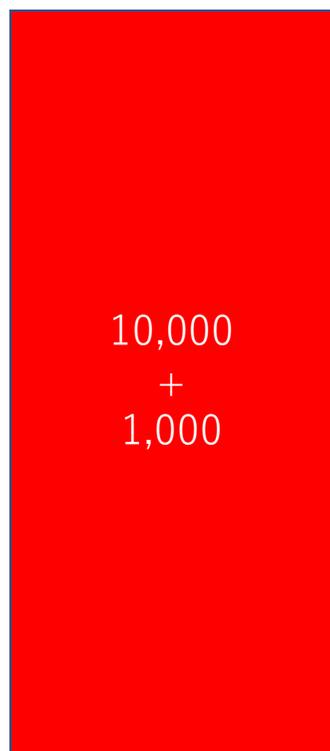
○ポイントは「**消費税の登録番号**」

登録番号がある=インボイスが出せる=**納税義務あり**

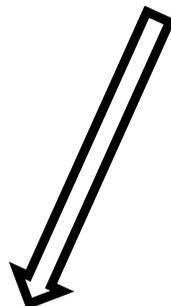
○登録番号がない=**取り扱いが変わる**

具体例③

イベント会社→ミュージシャンに出演依頼



-



納税額は…

$$1,000 - 400 = 600$$

インボイス非対応の
ミュージシャンへの支払い
↓
引き算に入れられない
(仕入税額控除が不可能)

事業者の例：フリーランスと取引が多いイベント会社

①出演者がほとんど免税事業者＝インボイスを出してもらえない



②インボイスを出してもらえないのでイベント会社の税負担増↑



③対処法は3つ

A.税負担を我慢する

B.出演料の値引き

C.インボイスを出せる人に依頼する

先ほどの例のミュージシャンの対処法は3つ…

このままだと仕事の依頼が減る(C)or値引きされる(B)かもしれない！

A.値引きに応じる

B.インボイスを出せるようにする

→登録番号を取得する

→消費税の納税義務が発生

C.事業規模の拡大→年間売上1,000万円以上!!

まとめ[インボイスと自分の仕事]

- ①規模 常に1,000万円超の売上なら登録有無については
 悩み無用！
 そうでない場合は検討が必要

- ②客先 B to Cなら問題は少ない (e.g.)消費者へのレッスン
 B to Bは問題あり！ (e.g.)出版社、メディア

- ③費用の支払い先 フリーランスはどのくらいいる？
 (企画する側の立場)

○申請期限：2023年10月1日に間に合わせるためには

2023年3月31日までに登録申請・・・だったけど、**実質的に撤廃**された！

2023年9月30日までに申請をすればOK。

**ただし、取引先等への通知を考慮すると、
できる限り早めに申請をすることが好ましい。**

既に多くの企業が仕入先、外注先等に対する情報収集を始めている。

○申請をするだけで終わりではない！

登録後は毎年、消費税の申告が必要になる！

所得税の申告だけではなくるので、その手間や納税負担まで考えること。

そして『小規模事業者向けの特例』についてもきちんと検討すること。

○簡易課税制度（以前からある小規模事業者向けの特例制度）

実額の経費を無視して、業種に応じた概算経費で納税額を計算する方法。

例：小売業 経費率80% / 飲食業 60% / サービス業 経費率50% etc,,,

小規模事業者に多いサービス業の場合、簡易課税を選択した方が有利であることが多い。

ただし、次に紹介する「2割特例」もあるので、そちらとの兼ね合いに注意すること。

○2割特例

インボイス制度の激変緩和措置として急遽用意された制度。

インボイス制度が理由で納税義務が発生した事業者は、

預かった消費税額の2割を納税すればOK。（つまり、経費率80%）

制度の期限は令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間

個人事業主の場合、令和5年10～12月申告から令和8年分の申告まで